

損傷度の評価方法

損傷度は、定期点検における市町村別の健全性診断結果から、判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの健全度の違いを点数化し、それぞれの橋梁数を考慮して、土木学会で独自に設定した式により算出しています。たとえば、全ての橋梁が健全（判定区分Ⅰ）と診断された場合は損傷度 0 に、四分の 1 の橋梁が判定区分Ⅱ、四分の 1 の橋梁がⅢとⅣと判断された場合は損傷度 0.25 となります。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。